

宮崎県防災小説コンクール（仮称）開催仕様書

1 防災小説概要

慶應大学 大木聖子研究室によると、「防災小説」とは、自身が災害に遭遇することを「自分ごと」として考えることを目指した教材である。

唯一のルールは「希望を持って終えること」である。

2 業務の目的

本県においては、南海トラフ地震等の大規模な地震が想定されていることから、高校生を対象に発災直後に自分がどうなるか、家族はどこで何をしているか、住まいがどうなるか、町の様子はどうなるかなど、災害を自分の生活に落としこんでイメージすること、自分ごととして考えるきっかけをつくることを目的とする。

3 業務の内容

本県の高校生を対象とした「宮崎県防災小説コンクール（仮称）」を実施するための実施運営に係る業務一式を委託するもの。

(1) 実施要領・審査基準の設定

受注者は、開催にあたる実施要領・審査基準を県危機管理課と協議の上、作成する。

(2) 作品の受付・集計・管理の実施

受注者は、運営事務局を設立し、実施要領に基づき、作品の受付、管理（個人情報に関する部分を含む。）及び集計を行う。

なお、受付終了後、以下のデータを県危機管理課に提出し、状況を整理して報告すること。

①作品

原本、PDF データ、テキストデータ

②作品一覧

ア. 高校

イ. 学年

ウ. 氏名

エ. 題名

を記載したエクセル形式の一覧表

(3) 審査会の実施

受注者は、作品について予備審査会の1週間前までに以下のとおり剽窃チェックを行うこと。なお、チェックの費用については受注者が負担する。

また、予備審査会、本審査会の審査員の謝金についても委託契約金額の範囲内で受注者が負担する。

①剽窃チェック

ア. 盗用、類似チェック

作品に含まれる文章とインターネット上に公開されている作文等の文章を比較し、作品の盗用、類似の蓋然性の有無を判定する。

イ. 結果報告

上記アの作業完了後、その結果をまとめた結果報告書（様式は任意）を提出

②予備審査会

ア. 審査会の実施について、受注者は効果的な方法を提案し、県危機管理課と協議の上、準備、運営、審査基準に基づく結果のとりまとめ等を行い、本審査に上げる作品を選出すること。

イ. 審査会の終了後、報告書を作成し、県危機管理課へ提出すること。

③本審査会

ア. 審査会の実施について、受注者は効果的な方法を提案し、県危機管理課と協議の上、準備、運営、審査基準に基づく結果のとりまとめ等を行うこと。

イ. 審査会の終了後、報告書を作成し、県危機管理課へ提出すること。

(4) 表彰式の実施

①表彰式の運営

入賞作品については、宮崎県防災庁舎において、表彰式を開催する。

受注者は、表彰式に係る準備、運営等について県危機管理課と協議の上、実施すること。

②副賞の準備

入賞作品に対しては、副賞を授与する。なお、副賞の内容については、別途県危機管理課と協議する。

③最優秀賞は令和5年度以降、映像化を予定している。

④表彰式に係る費用については、委託契約金額の範囲内で受注者が負担する。

(5) 広報の実施

受注者は、開催にあたって、契約額の範囲内で業務目的の達成に資する効果的な広報手段が提案できる場合は、あわせて提案すること。

《実施スケジュール》

令和4年8月下旬	高校へ開催案内
12月下旬	作品の提出期限
1月中旬	予備審査期間
2月上旬	本審査期間
3月～	表彰